

国際課税委員会（第39回）の概要

文責 森信茂樹

平成22年4月22日、第39回国際課税委員会を開催、経済産業省貿易経済協力局貿易振興課から、「国際課税を巡る状況について～租税条約、仲裁制度、新興国等の税環境～」と題してお話をいただきました。概要は次の通りです。（資料別添）

1、租税条約について

我が国はこれまでの条約を締結し、58ヶ国との間で適用している。特に近年、資源国との新規締結やオランダ等先進国との改定が相次いでなされ、効果をあげている。しかしながら、租税条約の締結・改定に関する産業界の要望（資料3）は依然強く、金融危機後のやグローバルフォーラムの議論を受けて情報交換協定の締結も同時に要請され、締結・改定がニーズに追いついていない。今後、モデル条約改訂に合わせて租税条約ネットワークを一層拡充していくため、租税条約の締結・改定の迅速化が必要となる。

2、相互協議にかかる仲裁規定の導入

OECDは2008年のモデル租税条約改訂にあたり、相互協議（税務当局間の協議メカニズム）開始から2年経過しても当該事案が解決しない場合に、納税者の申立てにより第三者の仲裁による紛争解決ができる仕組みを導入した。我が国が締結する租税条約には、現状、仲裁規定が盛り込まれた条約はないが、今後の締結・改定にあたっては、本規定の導入を検討すべきではないか。

両国当局間の相互協議が不調・難航・長期化した場合に、第三者による仲裁を通じた一定期間での二重課税の解消を促進・確保し、納税者の税務リスクを軽減することが可能になる。仲裁プロセス開始から2年以内の裁定の提示及び結果の履行が義務づけられており、納税者にとっては確実な紛争解決の他、紛争解決時期の見込みができるといったメリットがある。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。